

ヒト iPS : HPS0360 648A1

- (1) 利用者は、学術機関に所属している者に限る。
- (2) 利用者は、本リソース及び本リソースからその性質の同一性を保つか否かにかかわらず複製又は増殖された細胞（総称して以下、「本件リソース」という）の所有権が京都大学に属することを確認する。
- (3) 利用者は、本件リソースを理研 BRC の生物遺伝資源提供同意書に記載された学術研究課題（以下、「当該研究課題」という）以外に利用してはならない。
- (4) 本件リソースの提供に伴い、京都大学のいかなる特許、特許出願、営業秘密その他の財産権について、ライセンス又はその他の権利を、利用者を与えるものではない。また、京都大学が有するいかなる特許についての商業目的での使用について、ライセンス又はその他の権利は一切付与されるものではないことを確認する。
- (5) 利用者は、本件リソースが外来性の遺伝子を導入する過程を経て作製されたものであることを確認し、本件リソースの生物個体への移植・接種にあたっては、それが「遺伝子組み換え実験」に該当することを認識し、「遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づき、利用者所定の手続きを経て承認等を得る必要があることを確認する。
- (6) 利用者は、本件リソース及び本件リソースから利用者が作製した有体物(RNA, DNA, その他抽出物、分化誘導した細胞などを含むがそれに限定されない)（以下「本派生物」という）の使用にあたって、所属機関が必要とする倫理委員会などの審査・承認を得るものとする。
- (7) 利用者は、本件リソース及び本派生物の使用にあたり、次の事項を行ってはならない。
  - ① ヒトに対する如何なる目的での使用。
  - ② ヒト iPS 細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法によりヒト iPS 細胞から個体を作成すること。
  - ③ ヒト胚へヒト iPS 細胞を導入すること。
  - ④ ヒト胎児へヒト iPS 細胞を導入すること。
  - ⑤ ヒト iPS 細胞から生殖細胞を作成すること。
- (8) 利用者は、本件リソースおよび本派生物を、研究責任者および研究責任者の直属の指導下にある者（本研究課題を共同で実施している非営利機関に所属する共同研究者も含む）にのみ、研究責任者の研究室において取り扱わせることができるものとし、京都大学の事前の書面による許可なく、その他の第三者（研究責任者の研究室以外に所属する利用機関の研究者を含む）に分配・譲渡、及びその者に取り扱わせてはならない。
- (9) 利用者は、京都大学の事前の書面による許可なく、本件リソース及び本派生物を、営利目的（営利機関との共同研究及び営利機関との委受託研究等も含む）に使用してはならない。
- (10) 利用者は、京都大学の事前の書面による許可なく、本派生物を、本研究課題以外の目的に使用してはならない。
- (11) 利用者は、本件リソースおよび本派生物を使用して得た研究成果を文書又は電子データで公表する場合、その写しを京都大学に送付する。

京都大学連絡先: 国立大学法人京都大学 iPS 細胞研究所 医療応用推進室  
E-mail: cira-keiyaku@cira.kyoto-u.ac.jp FAX: 075-366-7180  
ホームページ: <http://www.cira.kyoto-u.ac.jp/j/index.html>
- (12) 利用者は、本件リソースおよび本派生物を使用して得た研究成果の公表にあたって、寄託者の指定する次の文献を引用する。

文献: Okita K, et al. An Efficient Non-viral Method to Generate Integration-Free Human iPS Cells from Cord Blood and Peripheral Blood Cells. Stem Cells. 2012 Nov 29.
- (13) 利用者は、本件リソースおよび本派生物を使用して得た研究成果に基づいて特許出願等を行った場合、京都大学に通知するものとする。
- (14) 本同意書に基づき利用者が本件リソースおよび本派生物の使用のもとに得た知的財産権につき、利用者は京都大学による当該知的財産権の学術研究目的での使用を許諾し、当該知的財産権を行使しない。
- (15) 京都大学は利用者に対し、本件リソースおよび本派生物の効果、非毒性、安全性、使用の適性、知的財産権の非侵害その他本件リソースの提供、輸送、保管、使用、若しくは廃棄にかかる一切の事項について、何ら保証を行わないことを確認する。万が一、その提供又は使用を通じて利用者に何らかの損害が発生した場合であっても、京都大学はその責任を負担せず、利用者自ら解決する。
- (16) 利用者は、理研BRCが、その提供の事実(提供先機関名、研究責任者名、利用課題名および提供日)を、寄託者に報告することに同意する。